原発メーカー訴訟
趣旨・目的

原発メーカー訴訟の目的

原子炉の製造業者を一切の責任から免れさせ
原発体制を頑なに保護する仕組みである
責任集中制度
が憲法に反し無効であることを確認

責任集中制度

＜原子力損害賠償法＞

3条1項本文
原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。
⇒電力会社の責任

4条1項
前条の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。
⇒電力会社以外の免責

同条3項
原子炉の運転等により生じた原子力損害については、･･･製造物責任法の規定は、適用しない。
⇒PL法の排除

☆原発メーカーを二重三重に保護

国

エネルギー政策の決定

エネルギー政策基本法 ⇒エネルギー基本計画
日米原子力協定‥

国

原発メーカー
東芝 日立 三菱／GE WEC
↑ 発注
東電等電力会社／電源開発(Jパワー)等卸売業者

福島第一原発事故

東京電力
原賠法6、7、8、10 ↑ 損害賠償措置
1事業所当たり1200億円
原賠法3Ⅰ 損害賠償請求
損害の立証
被害者

国

原賠法16条
政府は･･･賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し･･･必要な援助を行なう

GE 東芝 日立
↓
9兆円
東京電力
損害額を立証すれば完全賠償？
↓
被害者

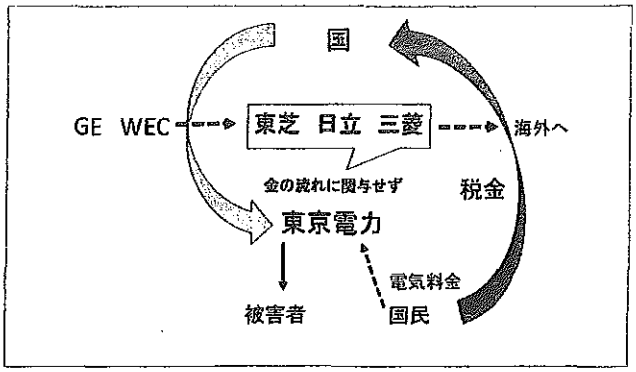

世界を覆う責任集中制度

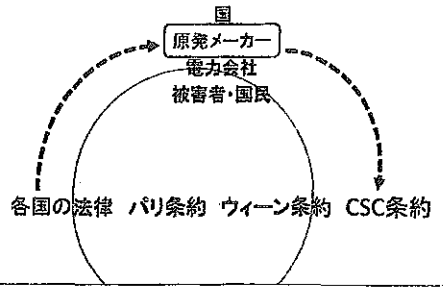

ノー・ニュークス権

憲法

前文：平和的生存権

「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、
平和のうちに生存する権利を有することを確認する」

13条：幸福追求権

25条：社会的生存権

⇒ 原子力の恐怖から免れて生きる権利

通常人が合理的な理由により、放射能を原因とする生命・身体・財産の侵害を受ける恐れを感じるという場合には、その恐れ、すなわち不安感は法的保護に値する

原発事故発生後のノー・ニュークス権

完全な被害賠償を受ける権利

損害を最小限に止めるよう求める権利

・事故の収束

・健康で文化的な生活の回復

・徹底的な健康管理

再び同様の権利侵害が発生しないよう求める権利

・原因者および事故原因の究明

・新たな規制等による安全の保障

原子炉の欠陥による史上最悪の原発事故

福島第一原発 ⇒ いずれも重大な欠陥

1号機：GE

2号機：GE 東芝

3号機：東芝

4号機：日立

原子炉の欠陥によって事故が発生したという場合にまで、
原発メーカーが一切の責任を負わないという法制度に、
一体どのような合理性があるのか？

原発メーカー訴訟 法律構成

概要

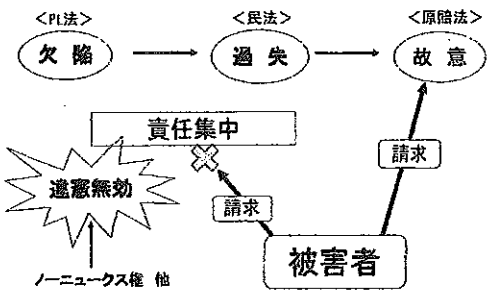

法令違憲

原子力損害賠償法の目的

被害者の保護

原子力事業の健全な発展

原子力事業の健全な発展

目的 原子力事業の推進を目的とすること自体がもはや不当

原子力事業の健全な発展

手段 責任集中制度は、原子力事業の無秩序な肥大を招くだけ

適用違憲

◆原子炉等の欠陥

◆本件原発事故の 被害の範囲、大きさ、深刻性、継続性
⇒原賠法の想定する事故を遥かに超える
本件原発事故による被害者の被害回復は遥々として遂んでいない

本件原発事故に責任集中制度を適用することは、
憲法に反し許されない

製造物責任(PL法)に基づく損害賠償請求

「欠陥」＝通常有すべき安全性を欠いていること

本件原子炉等の欠陥とは‥

①地震・津波に関する知見

②耐震バックチェックの不備

③老朽化

④マークⅠ型の欠陥

不法行為責任

1. 原発メーカーに課される高度の注意義務

・原子炉等を設計・制作・設置
＋
・長年にわたり原発の定期点検等を実施
⇒東京電力と二人三脚で原発を稼働

・原子炉等のメカニズムや知識・技術に最も精通

⇒ 原発メーカーは、原子炉等の安全性に疑いが生じた場合には、最大限の防止措置を講じ、危害を未然に防止すべき高度の注意義務を負う

2. 被告らの過失

- **被告ら**
  ①津波について危険性の認識
  ②耐震バックチェックの不備の認識
  ③老朽化問題の認識
  ④福島原発の構造の欠陥の認識 ⇒ 原発事故により市民の生命・身体・財産・その他重要な利益を侵害
- **必要な事故防止措置をとらず原発事故を発生させた**

3. 共同不法行為

代位請求

<原子力損害賠償法>
5条1項

第3条の場合において(原発事故が発生して、東電が被害者に損害賠償責任を負う場合)

その損害が第三者の故意により生じたものであるときは、同条の規定により損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する。

原発メーカー

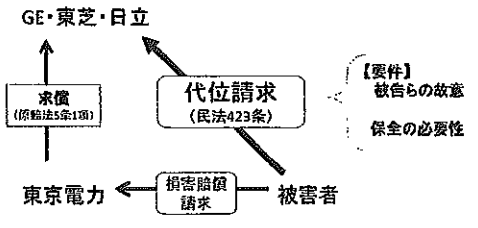

故意

＝自己の行為が他人の権利を侵害し、その他違法と評価される事実を生じるであろうということを認識しながら

あえてこれをする心理状態

⇨本件に即して言えば

本件原発事故の発生を認識しつつ、
それを認容する心理状態を指す

本件では・・・・・

被告らは、①津波について危険性の認識
②耐震バックチェックの不備の認識
③老朽化問題の認識
④福島原発の構造の欠陥の認識

それにもかかわらず・・
特別な措置をとらず、漫然と放置し事故の発生を招いた

⇒故意が認められる

保全の必要性

＝無資力

東京電力は無資力であるからこそ、国の援助を受けている

⇒保全の必要性も認められる

原発メーカー

原子炉等の欠陥を認識
事故防止の為あらゆる手段を尽くすことができた
それにもかかわらず
漫然と事故の発生を放置

責任集中制度により
原発メーカーが手厚く保護されているから

原発メーカーである被告らは、本件原発事故の責任を負うべき